

条 例

埼玉県個人番号の利用等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第九号

埼玉県個人番号の利用等に関する条例等の一部を改正する条例

(埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部改正)

第一条 埼玉県個人番号の利用等に関する条例(平成二十七年埼玉県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の二号を加える。

五 特定個人番号利用事務 法第十九条第八号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

六 利用特定個人情報 法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。
第四条第一項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第三項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第四欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

別表第二の三の項中「法別表第二の二十六の項の第四欄に掲げる特定個人情報」を「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報その他の利用特定個人情報」に改め、同表の四の項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務(法第十九条第八号の規定により同表の第四欄に掲げる)」を「特定個人番号利用事務(利用特定個人情報のうち)」に改め、「(昭和二十二年法律第六十四号)」を削る。

別表第三の二の項及び八の項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務(法第十九条第八号の規定により同表の第四欄に掲げる)」を「特定個人番号利用事務(利用特定個人情報のうち)」に改める。

(埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部改正)

第二条 埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年埼玉県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の三の項の改正規定を削る。

附則第二号を次のように改める。

二 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

(調整規定)

2 この条例の施行の日が埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例第二条のうち埼玉県個人番号の利用等に関する条例別表第二の三の項の改正規定の施行の日以後である場合には、第二条の規定は適用しない。

3 前項の場合において、第一条のうち埼玉県個人番号の利用等に関する条例別表第二の三の項の改正規定中「別表第二の二十六の項の第四欄」とあるのは「別表第二の三十七の項の第四欄」とする。